

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

### 太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月4日(水) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (17人)

農業委員 (8名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 岩永 八大

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (10名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (推進委員1名)

池田 保吉

#### 4. 議事日程

議案第17号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請審議について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

農地係長 杉本 久美子

主 事 石崎 志朗

#### 6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第5回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員8名、推進委員10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、7番の水田委員と1番の澤山委員さんよろしくをお願いします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、議案第17号2件、議案第18号1件、議案第19号2件となっています。</p> <p>それでは議案第17号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>次の1番と2番及び議案第19号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についての番号1番は関連がありますので、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、岩永農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。
岩永委員	<p>今、事務局から説明があったとおりです。議案17号の1番の賃借人は表作で米を作っていたらっしゃいました。自分の所有地は耕作するが、借りていたところまでは、なかなか手がまわらないようになったとの事です。2番の借人は裏作で玉ねぎをされていましたが、持病もあり耕作できなくなってしまったという事で、議案19号の借り手の方が表作・裏作関係なく管理し、米を作るとの事です。裏作の方は今のところ考えていないとの事です。</p> <p>貸手の方も、議案のとおり管理していただければ助かりますとの事です。</p>
池田推進委員	補足は特にございませぬ。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第17号1番について、ご異議ご意見ございませぬか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第17号2番について、ご異議ご意見ございませぬか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第19号1番について、ご異議ご意見ございませぬか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第18号、農地法第3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p>

事務局	<p>それでは議案第18号1番について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(議案説明)</p> <p>なお、譲受人につきましては、別添の調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>先程、事務局からあった内容で現地確認を行いました。調査日は10月25日で榊原推進委員と譲受人と一緒に確認しました。譲渡人については遠方にお住まいでしたので、電話で議案の内容を確認させていただきました。今回の農地は一部、基盤整備を利用して玉ねぎを耕作されています。</p>
榊原推進委員	<p>3年前に基盤整備されて、現地は作付けも済んでいます。以上です。</p>
水田委員	<p>基盤整備はどなたがされたのですか。</p>
榊原推進委員	<p>譲受人がされています。それからずっと譲受人が耕作されていました。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第18号1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、1番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による使用貸借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>事務局の説明の前に、川崎委員はこの議案の関係人であるので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p>

	(川崎委員離席)
議長	それでは2番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、福江農業委員及び永渕推進委員から調査報告をお願いします。
福江委員	10月27日に永渕推進委員と一緒に貸し手の方と現地を確認いたしました。現地は、10年くらい前までアスパラを作っておられたハウスなのですが、荒れていたところを借り手の方が防風林を切ったりきれいにされて、今年の2月くらいに植えた苗も大きくなっておりました。その下の方も、来年の春に苗を植えるそうです。スプリンクラーの代金は借り手の方が払っていくそうです。
永渕推進委員	福江委員と現地を見に行きましたが、きれいに手入れしてありました。
水田委員	ブドウの品種は何を植えてありますか。
福江委員	シャインマスカットです。
中島推進委員	既存のハウスをそのまま使うということですか。
福江委員	はい、ハウスの中にぶどう棚を作って這わせてあって、ビニールも張ってあります。
議長	調査報告が終わりました。 それでは、2番について、ご異議ご意見ございませんか。  (異議なし)

議長	<p>異議なしと認めます。 したがって、2番は、原案どおり認められました。</p> <p>(川崎委員着席)</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第5回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 2 年 11 月 4 日

会 長 秀 島 克 博  
議事録署名者 澤 山 直 人  
議事録署名者 水 田 武次郎